

第 8 次鳥取市総合計画

実施計画（概要）

〔平成 20～22 年度〕

平成 20 年 10 月

鳥 取 市

第8次鳥取市総合計画「実施計画」

1 計画の概要

この実施計画は、第8次鳥取市総合計画〔基本構想〕(計画期間：平成18～27年度)に掲げる「まちづくりの基本政策」、「夢があり誇りのもてる20万都市づくりビジョン」、第8次鳥取市総合計画〔基本計画〕(計画期間：平成18～22年度)に掲げる主要な施策を実現するためのさまざまな「事業」を、どのように実施していくかを明らかにし、中長期的な見通しに立った毎年度の予算編成及び事務執行の指針とします。

2 用語の定義

- (1) 政策 基本構想の「まちづくりの基本政策」に掲げる4つの分野を示し、基本計画における「章」、「節」及び「細節」にあたります。
- (2) 施策 上位目的の「政策」を達成するための個々の方策であり、基本構想〔夢があり誇りのもてる20万都市づくりビジョン〕の「ビジョンの展開」における各項目、基本計画における「施策の展開」における各項目にあたります。
- (3) 事業 上位目的の「施策」を達成するための具体的な手段であり、個々の事業の目的が達成されることにより、施策の目的が達成されることとなります。

3 計画の期間

実施計画の期間は、平成20年度から22年度までの3年間の計画として策定しています。

なお、この計画は、後述する行政評価のシステムを導入し、毎年の進捗状況などを踏まえて見直しを図る(毎年ローリング)ことにより、総合計画全体の進行管理を行います。

4 計画の対象

実施計画では、「政策」及び「施策」を実現するために必要な「事業」を対象とします。

したがって、歳出予算のうち、職員人件費、公債費(市債の償還費)及び経常的な事務経費を除くものを対象としていますが、今後は、行政コスト計算を基に、各事業実施に要する人件費の算出を行い、財的資源及び人的資源(業務量)をあわせて事業実施に要するコストの把握を行っていくこととします。

また、国、県、民間等が主体となっていくものであっても、負担金など本市の費用負担を伴う場合は、本計画の対象とします。

5 事業選択の考え方

厳しい財政状況のもと、限られた財源で「選択と集中」による効率的かつ効果的な行財政運営を行い、住民満足度のさらなる向上を図るため、「新市まちづくり計画」に盛り込まれた事業を主に、緊急性、地域の実情、効果、熟度、有利財源の確保の観点により、総合的に事業の選択を行います。

6 計画の全体像

基本計画の施策体系	事業数	計画事業費（百万円）		
		H20	H21	H22
第1章 明日を担う人づくりとコミュニティを中心とした地域づくり	100	5,105	5,728	6,314
第1節 明日を担う人づくり	92	4,816	5,371	5,716
第2節 コミュニティを中心とした地域づくり	8	289	357	598
第2章 自然と社会が調和した環境づくりと安心でいきいきとした暮らしづくり	241	69,141	64,034	64,890
第1節 自然と社会が調和した環境づくり	83	16,535	14,848	15,068
第2節 安心でいきいきとした暮らしづくり	158	52,606	49,187	49,822
第3章 交流と文化によるまちのにぎわいづくりと地域を支えるものづくり	210	10,522	12,008	11,417
第1節 交流と文化によるまちのにぎわいづくり	78	3,879	4,544	4,056
第2節 地域を支えるものづくり	132	6,643	7,464	7,362
第4章 効率的で質の高い市役所づくりと地域の特性を活かした計画的なまちづくり	58	5,034	4,920	5,629
第1節 効率的で質の高い市役所づくり	58	5,035	4,920	5,629
第2節 地域の特性を活かした計画的なまちづくり（地域計画）		各章・節の施策について地域別の発展方向性を示した内容であるため、個別事業はありません。		
合 計	609	8,981	86,689	88,249

（注1）計画事業費は、一般会計のほか、特別会計、公営企業会計を含みます。

（注2）事業費は四捨五入しているため、合計額が一致しない場合があります。